

おんじゆく

広報

第 12 号

発行所

千葉県夷隅郡御宿町役場

発行者 井上文吉

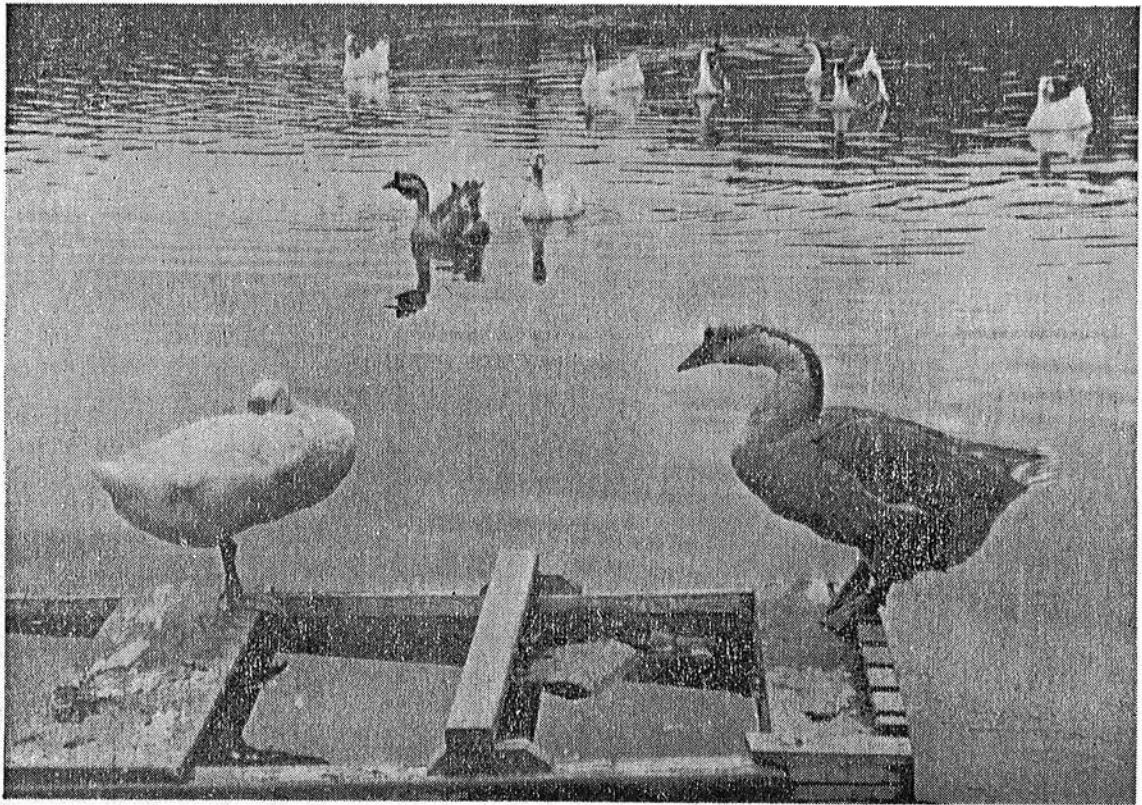
編集者 東栄蔵

印刷所

株式会社 阿佐商会

千葉市市場町 14

電話千葉(2)4467・3936



広報は綴つてよみましょう

朝もやのなかで

水蓮がひらいた

水鳥のつくる波紋が

静かにひろがつて

水際にきえる

純白の羽毛に

朝の光のかがやくとき

平和な今日がはじまる

町議会選挙区を全町一区に

追加予算(一、八〇〇万)の全額が事業費

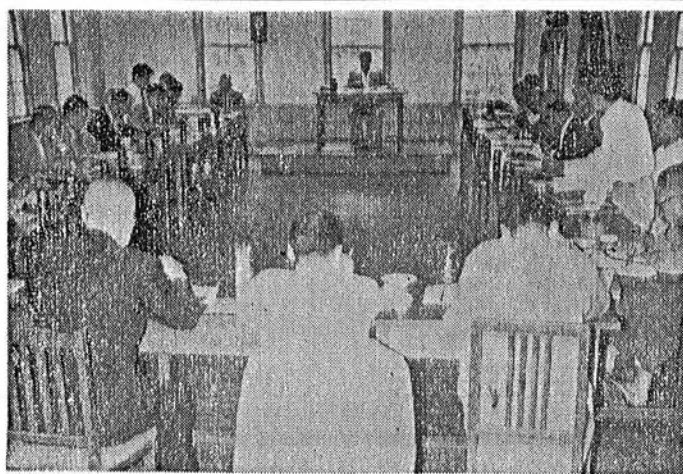
定例町議会が六月十九日午後一時より役場会議室に於て開かれ、議員選挙区条例の廃止など五議案を可決して同四時三十分終了した。

当日終始活発な討議が行われ傍聴者も最後まで熱心に聞き

つていた。

その質疑応答は次の通りです
が重要議案以外は省略したので御了承下さい。

出席者二十四名、欠席者二名
写真開会中の議会



◇議案第一号

御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

町長 本件は保険税を課するに当り、町民税が確定しないため賦課が出来ない場合には、前年度保険税の範囲内において暫定的に定めて徴収することが出来るようにして、運営の適正を図りたく考慮

し提案した次第であります。

井上議員 所得税については決定のおくることがあります特に青色申告においては年度未まで決定がおくられる場合がありますが、所得が決定し、保険税に過納があつた場合は次年度に還付しますか。

町長 そうです還付します。

式田(雄)議員 保険の加入者で、家族が転出し届出たのに保険税が引かれていない例がありますが必ず減額する様に願います。

助役 年度の途中で転出した場合その年度の分は引かれませんが、翌年度から引いております。

◇議案第二号 給与条例の一部を改正する条例制定について

町長 四月十三日法律第一一九号を以て国家公務員の期末手当の増額、初任給の引上げが行われました。これに伴い国の地方財政計画においても同様の財政処置を講じたので改正されるよう通知も受けましたので、こ

こに改正条例を提出するものであります。六月支給分〇、七五が〇、九に増額され、十二月分は前年と同額で総括的に申しますと期末手当、勤務手当年間二、六五が二、八〇に改正されることとなります。(質疑省略)

◇議案第三号 御宿町議会議員選挙区条例を廃止する条例制定について

町長 本案は去る三十年合併により発足の際慎重に検討し、公職選挙法第十五条第五項に基き選挙区を設定したものでありまして、この選挙法の趣旨も市町村は一選挙区が原則であり、新市町村の一体化と云う観点からも次の議員選挙より之を廃止致したく当議会の御意見も尊重しここに提案した次第であります。

式田(雄)議員 議案によりますと選挙区が今までは小選挙区であつたものが大選挙区になることだと思ひますがどうですか。私は不賛成のものではありませんが、各議員の意見をよく聞いてから決定する様願います。他町村においてもいろいろのところがありますので必ず改正しなくてはならないことで

もないと思ひますが。

助役 小さい町においては各部落に選挙区を置くことは弊害があると思ひます。自治庁においても一本の選挙区が望ましいと指導してあります。

石井議員 大選挙区に反対するものではありませんが、町長の説明の中に議会の意見とありますが、議会の意見はまだはつきりした結論には至っておりません。

大地議員 私の方で不賛成を唱えていると思われ方がありますが、部族根生をなくすため大選挙区にすべきだと思います。

金井議員 大選挙区には大義名分がありますが小選挙区でなければならぬという理由は一つも考えられない。大選挙区に賛成いたします。

井上議員 各議員より賛成意見を述べておりますが、反対の者がありませんので採決を願います。

◇議案第四号 昭和三十四年度御宿町一般会計才入才出追加予算について

町長 本日提案しました追加予算は、その全科目が事業費で

ありましていづれも当予算編成
当時には予算へ計上する段階に
至らなかつたものでございま
す。先ず岩和田校改革も事業量
その他の事情から単年度で施行
することが得策と考えられまし
て、不足見込額三百万円を追加
し、この財源としてはやむを得
ず起債を以て充当すべく目下接
渉中であります。

御宿漁港修築は六百三十万円、
岩和田漁港局部改良は前年度の
繰越分であり、財源については
配布の事業費明細書の通りであ
ります。

新農山漁村建設事業はいよいよ
本年度から指定を受けましてそ
れぞれ適切な事業を単協或は部
落と協議し実施して参りたいと
存じます。

過般米御協議頂きました警察庁
舎も今回計上しまして早急に着
手致し度いと考えます。

詳細は夫々担当者より説明しま
すが、この追加予算は事業予算
であり、追加総額千八百七十六
百円という大きい数字になりま
して町財源最大限に計上しまし
たので、事業分担金、補助金等
の確保に努め、予算執行の適正
を期し度く存じます。然るべき
御審議願いたい。

金井議員 総務課長より本質
的な内容を詳細に説明願います

総務課長 この追加予算は事
業費のみでありまして、人件費
に関する予算はありません。こ
の予算までで財源のほとんどを
計上しましたのでこれからの事
業は望めません。

江沢議員 才入の交付税につ
いて伺います。

交付税は昨年より下回っている
とのことですがそうですか、御
宿町のように貧困財政で事業に
おいても国県の補助は予算の六
割を占める現状であります。

新聞紙上等によりますと交付税
の率は上つているようですが当
町における交付税が昨年より下
回る理由の説明をお願いいたし
ます。

総務課長 新聞等で発表され
ていることと実際とは矛盾が
あります。地域の実態により多
少の違いが出て来ますので上
のところもあるし、下るところも
出て参ります。

松本(定)議員 農山漁村振
興費の農業用灌漑排水費で久保
十二万一千円、上布施十四万五
千円とありますがこれは県の補
助金ですか、国の補助金ですか
助役 国庫補助です。

松本(定)議員 排水施設に
は一アール当り一万円かかり、
久保は六ヘクタールありますの
で六十万円かかります。大体補
助は六割と聞いておりますが。

助役 事業の種類によつてい
ろいろの割合がありますが平均
四割になつております。排水施
設については三割であります。

松本(定)議員 資金の借入
れについては役場でやつてくれ
ますか。

助役 事業主体のやることで
ありますが、事務的にはお手伝
いいたします。

式田(吉)議員 農山漁村建
設補助には町の補助は伴つてお
りますか。

助役 国の補助のみでありま
す。事業主体へ国の補助がある
わけですが、一応町の予算を通
すことになつております。

井上議員 事業について詳細
に説明をお願いします。

諸支出金はシャワーの負担金で
あります。

その内県の補助金が二十万円、
町が十六万円であと十万円は観
光協会が負担するとの事であり
ます。

藤江議員 農山漁村振興計画
とはどんなことですか、又生活

改善センターとはどんなものか
助役 農山漁村振興審議会と
いうものがあり、農漁業関係団
体、組合等がその施設について
いろいろ計画を樹て、申請し、
審査を経て補助があるわけで
す。生活改善センターとは名称
はそうつけてありますが実は公
民館のことです。

新井議員 新農山漁村建設計
画については期待を持つておつ
たのですが、この予算ではあま
り大きい仕事はないようであり
ます。三年計画との事でありま
すので今後の計画について御説
明願います。

助役 各団体よりいろいろ計
画を出してもらい県の審査を経
て来たわけですが、今後は緊急
度に応じて申請して行き度いと

思います。

井上議員 農山漁村とは町全
体を指すのではなく地域団体を
指すのですか。例えば新町地区
のような商店地域の計画には補
助はありませんか。

助役 そのとおりです。補助
の対象は決められております。

金井議員 これは要望であり
ますが、補助事業については補
助があるから事業をするという
安易な考えから自然慎重な計画
によらず事業をするようになり
がちです。こん後のことについ
て充分注意するよう願います。

君塚議員 漁港工事の負担金
納入状況はどうですか。

助役 負担金は大体納入され
ております。

井上議員 土、費の道路維持
修善費は五十万位だったと思ひ
ますが新町、岩和田間の一帯大
きな町道が雨の時にはひどい状
態になり、町の美感などという
ものではなく交通困難の状態で
あるから大至急修善してもらひ
たい。又道路維持修繕のために
常備人夫を雇う事を約束してあ
つたがこの予算にはないが今年
はやらぬつもりか。

助役 新町道路については至
急財源を捻出して修理したいと

思っております。道路人夫については、人だけでは能率が上がりませんので三輪車を購入し道路の維持修繕に努める計画であります。財源の關係で今年は無理だと思ひます。

井上議員 才入に見込む財源がないとの事であり、町税に増収があり、才入に見込まれるはずであるからその時は復先に道路人夫及車輛購入の費用に充てるようお約束願えますね。

助役 是非そうしたいと思ひます。

金井議員 県道から町道に移管されたものに悪い道路が多いが、県道が町道に移管された理由に、必要性がなくなつたからではなく支線をなくすためであるから修理には補助はするといふことになつておりますので、町道の悪い場所は補助申請し修理するよう願ひます。

藤江議員 新町、岩和田線の舗装について地元で五十万円負担するならば舗装しようとのことを聞いておりますが、それは無理だと思ひますので補助を増やして舗装する考えはありませんか。

助役 補修さえ出来ない財政

状態でありますので無理だと思ひます。金井さんよりお話しがありました県の補助についても県の財政状態から考へて補助も限られておりますので無制限の補助は望めません。

式田(雄)議員 漁港修築事業の国庫補助は四割、県は一割、五割ですか。

助役 そのとおりです。

式田(雄)議員 新町道路の舗装についても賛成であります。港附近のわずか百メートルの道路が舗装出来ないのはどうしてですか。町当局、地元民協力陳情して舗装の出来るよう考へてほしい。

住宅費の敷地買収代があるがどこを買つたのかいくらで買つたかお答え願ひます。

町長 港附近の道路についても当局ではおろそかにしているわけではなく絶えず努力しております。

助役 敷地買収の予算は買う必要があつて計上したものでなく、補助事業の都合上計上したものであります。従つてこの予算全部が買収費になるわけではございません。敷地は町有地、高山田区有地と私有地渡辺慎一郎さんのを買う

助役 繰越金については事業

ことになつております。高山田の区有地は借りることになつており、地代は町有地の賃料が一坪五円です。町でも五円で借りるようになつてしまつた。

吉野(要)議員 シヤローの負担金のうち不足分については観光協会が出す話になつてゐることですが、観光協会には金はないと思ひます。

井上議員 観光シーズンも近いので負担金の関係でお困りするが、その点どうでしょうか。

助役 県の方と観光協会との話しで出すことに決めたそうですが、観光協会では金がありませんので借り入れて支払うそうです。

シーズン前には間に合うように作るよう県とは話し合いがついております。

吉野(要)議員 前年度繰越金は三百万円あつたはずですが、このような大きな繰越金があつたことは財政が逼迫してゐたと思われませんが、繰越金の全部を使わなくとも道路の修理位は出来たことと思ひますがどうでしょうか。

助役 繰越金については事業

助役 繰越金については事業

の繰越金がありますのでほんとうの繰越金とはいへません。吉野(要)議員 事業の繰越金はどの位ですか。

助役 百十方位です。吉野(要)議員 そうしますと百九十方位の実際の繰越金があつたわけですね。それを道路修理費に回すことは出来ませんでしたか。

助役 繰越金は本年度予算の財源として才入に計上されておりました本年度予算を見ていただいてもおわかりのように皆必要なものばかりでそれを道路修繕費に回すということも出来ませんでした。

関議員 生活改善センターはどこに作るのですか、又どんな設計ですか。

助役 小幡に出来ます。公民館に使用します。

関議員 有線放送の補助金はどの程度ですか。助役 新農山漁村建設計画による補助金は四割位です。関議員 必要な部落から要請があつたのですか。いろいろ研究のことと思ひますが、必要と思ひますか。

助役 希望部落より要請がありました。

布施地区には電話番号も少くいろいろな連絡に不便に迫られております。関議員 有線放送には不便なところが多々あると聞いております。

架設費も一戸当り四千円位かかることですので館山部落に架設した公衆電話のものを引いた方が町外との連絡も出来るし便利で経済的だと考へられませんがよく研究した上計画されるように願ひます。

松本(定)議員 有線放送は希望者だけですか。既設町村での加入者の状況はどうですか。助役 希望者だけです。既に始めております町村を聞いてみても当初加入しなかつたものも追々加入するようになるそうです。

◇議案第五号 御宿町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

町長 この条例も昭和三十四年法律第七四号を以て、地方税法の一部改正が行われたものでその改正の趣旨は別紙配布の印刷のとおりで御座いまして、大衆負担の軽減がその主たる目的であり、一方家屋の増築、新築等による増収分とも相殺すれば僅かな減税となります(質問なし)

8月1日 (財政事情の公表)

まえがき
本町の財政事情については町民の皆様によく理解していただくため毎年二回公表しておるのであり、今回は、

- 1、昭和三十四年度財政事情
- 2、昭和三十四年度予算執行状況
- 3、昭和三十三年度の決算状況(監査委員の審査は了しないが概況)
- 4、財産公債及び一時借入金

の現在高を中心として御説明いたしたいと思います。申し上げるまでもなく、町の財政と、住民の経済生活とは、密接な関係にある

り、一万町民の深い御理解と御協力なくしては、本町財政の円滑なる運営を期することはできないのであります。幸いに、町は合併以来、新町建設計画も、健全財政を堅持し乍ら着々と遂行して参りまして、町民福祉の向上確保を期して居りますが、今後共町民各位の御理解と、御支援を切にお願い申し上げる次第であります。

第一章 昭和三十四年度の財政事情について

昭和三十四年度町予算について

昭和三十四年度の慎重な審議を経ては、議会の重要な審議を経て可決されましたが、総括的に申しますと、義務的経費、五二%、投資的経費三八・一%、公債費六・七%で全国町村平均に比して、投資的経費に於て三・四%を上廻り、義務的経費は平均程度であり良い比率を示しているが、公債費で一・三%を上廻っている点は町財政規模から考へるならば、投資的経費増嵩せる結果であり、止むを得ないと考えます。

橋梁管を含む)
4、広報車及び貯水池整備
5、御宿岩和田漁港の修築及改良整備事業

が主なもので、本年度町財政の運営も相当困難を予想される状態ですが、始めに述べましたとおり、町民福祉の向上を期するために万難を排して予算の執行に当り、所期の目的を達成したいので、御協力を切望致します。

財政収入は依存財源三三・七%、一般財源六六・三%の割合で、自主財源の町税においては、三二・二%という、極めて低率でこの、町税は全国平均四〇・四%を八・二%も下廻つて居り、本年度も次に述べる公共事業計画遂行には、依存財源に頼る以外に方途はなく、出来得る限り義務的経費の節減を図り、事業完成に万全を期したい所存であります。

主な計画事業は、
1、岩和田小学校舎改築事業
2、町営住宅建築事業
3、道路橋梁整備(特に地曳

第二章 昭和三十四年度予算の執行状況について

概要
本年度予算(六月追加を含む)の六月底日現在の執行状況は毎年度同じように、年度開始後間もないので、計画事業は殆んど未着手であり、一般経常費の支出程度で、地方交付税の概要交付と町税の期限内収入とによつて收支を賄つている。

予 算 執 行 状 況 (6月末日現在)

第1表 (歳入)

款	現計予算調	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に 対する割合
1. 町 税	14,497,000	11,214,518	2,289,518	8,925,000	16
2. 地方交付税	11,560,050	6,758,000	6,758,000		58
3. 公企業及財産収入	1,711,000	5,945	5,945		0.3
4. 分担金及負担金	5,071,050	167,780	167,780		3
5. 使用料及手数料	1,530,000	341,850	341,850		22
6. 国庫支出金	10,425,000	0	0		0
7. 県支出金	5,531,500	0	0		0
8. 寄附金	400,000	63,570	63,570		16
9. 繰越金	3,000,000	0	0		0
10. 雑収入	340,000	9,149	9,149		3
11. 町 債	9,000,000	0	0		0
合 計	63,065,600	18,560,812	9,635,812	8,925,000	15

消費税の課税が六月底日の三ヶ月分のみであり、これは年度内(三月底日)には、予算に達するものである。
主要町税である、町民税固定資産税についても、それぞれ納期に達しても未納のもの或は、納税組合貯金の未整理等により収入済額が少い。

その、税外の才入としては、交付税が約五〇%収入されたばかりは殆んど未収であるが、これは事業の執行と併行して、逐次交付されるものと、経常的補助で、年度内に交付されることにより予算に達するよう、財源見込をしておりますので才入欠陥はなはずである。

才 出 (第二表)

概要にて説明せるように、それ
 ぞれ経常的経費の支出のみで、
 予算に対し一〇%の執行率で僅
 かであるが計画事業も目下設計
 中であり、早急に着手し年度内
 完成を目的にしているから九月
 頃より支出の急増が考えられ
 る。投資的経費は本年度もその
 比率は高く、その財源である、
 起債国庫補助の確保に努力して
 いるが、やはり自主財源であ
 る、町税の収入歩合は、この決
 定に重要な要件をなすもので
 あるから、是非共完納の線に達
 するようにしたいものでありま
 す。本年度分の事業費及財源分
 析を示せば次のとおりである。

区分 費目	事業費	財 源 内 容				
		国庫補助金	県補助金	起 債	分担金	一般入才
岩和小学校改築	10,263	2,142		6,000		2,121
町営住宅建設	7,586	4,357		2,000		1,229
御宿漁港修築	6,300	2,520	945		1,418	1,417
岩和田漁港局部改良	4,516		2,100		2,416	
道路橋梁改良						
広報車及貯水池	1,000		250			750
林道開設	630		152		230	248
農山漁村振興	2,237		1,648		589	
合 計	32,532	9,019	5,095	8,000	4,653	5,765

上記のうち、岩和田漁港改良は前年度9,000千円の繰越分である。

第 2 表 (歳 出) (6 月末日現在)

款	現計予算額	支出済額	予算残額	予算額に 対する支 出割合
1. 議 会 費	805,000	217,330	587,670	27
2. 役 場 費	10,195,000	2,410,343	7,784,657	24
3. 消 防 費	2,549,000	231,835	2,317,165	9
4. 土 木 費	2,006,800	138,198	1,868,602	7
5. 教 育 費	14,149,000	1,149,104	12,999,896	8
6. 社会及労働施設費	10,664,000	813,067	9,850,933	8
7. 保健衛生費	640,000	148,485	491,515	23
8. 産業経済費	15,574,800	402,985	15,171,815	3
9. 財 産 費	173,000	14,373	158,627	8
10. 統計調査費	156,000	4,300	151,700	3
11. 選挙費	388,000	151,570	236,430	39
12. 公 債 費	3,028,000	300,449	2,727,551	10
13. 諸 支 出 金	2,437,000	264,522	2,172,478	11
14. 予 備 費	300,000	0	300,000	0
合 計	63,065,600	6,246,561	56,819,039	10

第三章 昭和三十三年年度決算状況について

概 況

昭和三十三年年度最終予算額は
 公共事業等の増加に伴い六千五
 百九万五千円で人口及町政規
 模を大きく上廻つた数字を示し
 て居り、一応新町建設計画遂行
 上にある関係で止むを得ないと
 思う。

才入 (第三表)
 才入決算状況は別表に示すと
 おり、予算に対し決算額が一
 千八十六万九千円減額となつて
 いるが、事業の延期及繰越に伴

説明しますと繰越金三百十五万
 四千円で多額であるが前述せる
 ように岩和田漁港の繰越財源と
 してこの内七十一万六千円が含
 まれているので二百四十三万八
 千円の実質的赤字となつた。

う廻の国庫補助金と分担金、起
 債等の収入未済がその主なもの
 で才入の実質的欠陥ではない。
 款別にすると一款町税について
 は予算額一千四百六十二万六千
 円に対し収入額一千四百九十二
 万一千円で予算を上廻る成績で
 不審に思われることでしょうか
 これは、調定額(課税額)一千
 七百三十万三千円であり、八二
 %の納入成績であつて更に、今
 後の収納成績向上をお願いした
 いものである。
 四款分担金で約百七十七万五千
 円減は、岩和田漁港事業繰越に
 よる納入繰越分百七十万円が主
 たるものである。
 六款国庫支出金で六百四十五万
 四千円減は、前記岩和田漁港分
 の国庫補助三百万円は予算事務
 上県補助金に計上すべきであつ
 たのでこの分と岩和田小学校延
 期による国庫補助金二百四十二
 万七千円、御宿、岩和田港災害
 復旧分の延期八十六万円であ
 る。町債で三百万円減は岩和田
 小学校の起債であり、他の費目
 については、概ね予算額に達し
 収入の確保は期せられたものと
 思う。

才 出 (第三表)

第 3 表

昭 和 33 年 度 決 算 額 調

(単位 千円)

入				出			
歳 款	最終予算額	決 算 額	百分比	歳 款	最終予算額	決 算 額	百分比
1. 町 税	14,624	14,921	27	1. 議 会 費	936	918	2
2. 地 方 交 付 税	12,700	12,509	23	2. 役 場 費	10,059	9,528	19
3. 公 企 業 及 財 産 收 入	1,289	183		3. 消 防 費	2,499	2,420	5
4. 分 担 金 及 負 担 金	6,137	4,363	8	4. 土 木 費	2,879	2,752	5
5. 使 用 料 及 手 数 料	1,162	1,206	2	5. 教 育 費	11,344	5,020	10
6. 国 庫 支 出 金	15,126	8,672	16	6. 社 会 及 勞 働 施 設 費	10,910	10,564	21
7. 県 支 出 金	3,287	4,124	8	7. 保 健 衛 生 費	971	892	2
8. 寄 附 金	410	968	2	8. 産 業 経 済 費	19,773	13,898	27
9. 繰 越 金	3,385	3,249	6	9. 財 産 費	238	190	
10. 雑 収 入	1,475	1,531	3	10. 統 計 調 査 費	175	151	
11. 町 債	5,500	2,500	5	11. 選 挙 費	284	217	
計	65.095	54.226	100	12. 公 債 費	2,561	2,386	5
				13. 諸 支 出 金	2,227	2,136	4
				14. 予 備 費	239		
				計	65.095	51.072	100

第 4 表

昭 和 33 年 度 決 算 性 監 別 分 類 表

(単位 千円)

入				出			
区 分	最終予算額	決 算 額	百分比	区 分	最終予算額	決 算 額	百分比
1、自 主 財 源	28,482	26,421	49	1、消 費 的 経 費	24,784	23,023	45
イ、税 収 入	14,624	14,921	28	イ、人 件 費	13,085	12,790	25
ロ、使用料及手数料	1,162	1,206	2	ロ、物 件 費	7,740	7,052	14
ハ、分担金及負担金	6,137	4,363	8	ハ、そ の 他	3,959	3,181	6
ニ、そ の 他	6,559	5,931	11	2、維 持 修 繕 費	4,874	4,640	9
2、依 存 財 源	36,613	27,805	51	3、公 債 費	2,561	2,386	5
イ、地 方 交 付 税	12,700	12,509	23	4、投 資 的 経 費	32,876	21,023	41
ロ、国 庫 支 出 金	15,126	8,672	16	イ、公 共 事 業 費	31,171	19,423	38
ハ、県 支 出 金	3,287	4,124	7	ロ、単 独 事 業 費	1,705	1,600	3
ニ、起 債	5,500	2,500	5				
合 計	65.095	54.226	100	合 計	65.095	51.072	100

才出決算も別表のとおりで、予算額に対し千四百二十万三千円の減額となつてはいるが、これは才入で説明せるとおり予算可決後事情により延期した、岩和田小学校改築分と、岩和田漁港改良事業の繰越及び御宿、岩和田両漁港災害復旧工事の一部延期とが主たるもので、それぞれ教育費、産業経済費の大きな減額決算となつて示されている。

この他役場費において五十万円の減で他は殆んど予算額に対し九〇%以上執行されている。

尚決算額を分り易く表示すれば別表(第四)のようになりますが、才入に於て依存財源の五一%は町の財政規模の小さいことを示すと共に自主財源の中、町税の予算総額に対する比率二八%の低率であることをもつてもその財政形態が充分お分りのことと思う。

才出の中、投資的経費の四一%は前述せる如く県、国平均をはるかに上廻つていて喜ばしいことではあるが、これは総て依存財源によつての効果であり現在の地方財政諸制度では如何共為し難い問題であり、之等制度の抜本的改正をさげられる所以である。

第四章 町債及一時借入金について

本町の町債現在高は別表(第五)に示すとおりで年々増加の一途をたどりつつあつて何時も記述してはいますが、今後は慎重に考慮しなければならぬ状態に至つております。

しかし建設計画遂行の重要課題もあり極度に起債を計画しないこともできませんけれど、公共事業や単独事業の重要度、緩急度を充分検討し、元利償還によつて町財政の困窮に至ることは避けたいものである。

町は予算内支出に充てるため一時借入金の議決を毎年七百万円以内を経ているが、運営の効率を図りこの借入金は努めて抑制してゐるので現在高は皆無である。

町有財産は別表(第六)のとおりであつて特に記述することもないが善良なる財産管理に努めて居りますので町民各位も一層この点御理解頂き御気付のことがありましたら御知らせ頂き度いと存じます。

× × × ×

第6表 町有財産調(昭34.6.30現在)

種 別	数 量	坪
行 地	宅 地	1,274
	畑 地	10,728
	山林原野地	305,842
	雑種地	67,681
政 建	学校・役場敷地	5,385
	庁舎	81
	舎(15棟)	1,707
	保育園舎(2棟)	155
	隔離病舎(2棟)	50
	登記所庁舎(2棟)	47
	警察庁舎	27
	寄宿舎(2棟)	24
	火葬場	27
	旧上布施出張所庁舎	24
財 産 物	町営住宅	420
	1種 10.5坪(40棟)	
	2種 8.5坪(40棟)	340
財政金員	基本財産積立金	244,000
財産証券	千葉県漁業信用基金協会出資証券	150,000

第5表 町債、目的別 借入先別、現債額調(昭和34年6月30日現在)(単位千円)

目的別	借入先別			附 記
	資 金 運 用 別	簡 易 保 險 局	計	
教育債	4,312	4,000	8,312	(1)30年度中学校建設 4,500千円借入(2年据置15年償還利率6分3厘) (2)32年度中学校建設 4,000千円借入(1年据置24年償還利率6分3厘)
普通土木債	1,200	3,824	5,024	(1)30年度道路整備事業 2,000千円(2年据置15年償還) (2)31年度道路橋梁整備事業 2,000千円(同上) (3)32年度道路整備事業 1,200千円(1年据置15年償還)
社会及労働施設債	233	5,155	5,388	(1)28年度岩和田保育所建設300千円(3年据置9年償還) (2)30年度町営住宅建設 1,400千円(2年据置10年償還) (3)31年度町営住宅建設 1,400千円(1年据置19年償還) (4)32年度町営住宅建設 1,000千円(同上) (5)33年度町営住宅建設 1,500千円
産業経済債	6,106	1,671	7,777	(1) 27年度漁港修築 600千円(4年据置13年償還) (2) 28年度 " 2,800 " (1年据置16年償還) (3) 29年度 " 2,000 " (1年据置15年償還) (4) 30年度 " 700 " (2年据置15年償還) (5) 32年度 " 1,000 " (1年据置14年償還) (6) 33年度御宿漁港修築1,000 "
災害復旧債	1,164		1,164	(1)23年度中学校災害復旧 600千円(1年据置10年償還) (2)27年度清水川災害復旧 1,300千円(4年据置13年償還)
計	13,015	14,650	27,665	



☆ 亭主ママ
「あなた、よくおそわつてくるのよ」

老後もこれで安心

長い間待望されてい
ました国民年金制度が
いよいよ本年十一月一
日から実施されること
になりました。この国
民年金制度は私たち誰
でも年をとつたり、身
体に障害がおきたり、
一家の働き手である夫
が死亡したようなとき
には国が年金を支給し
て私たちの生活を保障しよう
とする制度であります。この制度
には拠出制と無拠出制とがあり
拠出制の方はあらかじめ毎月掛
金を払い込んで、資格条件が生
じたとき老令者、障害者母子に
年金を支給する仕組みになつて居
ります。年金制度の基本はこの
拠出制ですが、経過的処置とし
て無拠出制を福祉年金とよんで
本年の十一月一日から支給され
ます拠出制の年金は三十六年四
月一日から始まることになつて
居りますが、今回は本年十一月
一日から実施される無拠出制の
福祉年金の「あらまし」につい
て御知らせいたします。

尚裁定請求書の受付は九月中旬

いよいよ実施される 国民年金

頃より開始される予定ですので
条件と資格に該当すると思われ
る方は厚生課に相談下さい。

一級の障害程度(別表)
(一) 両眼の視力の和が〇、〇

- (二) 四以下のもの
- (三) 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- (四) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (五) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (六) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (七) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (八) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (九) 体幹の機能にすわつていることが出来ない程度又は立ち上ることが出来ない程度の障害を有するもの
- (十) 前各号に掲げるもののほかこれらと同程度以上と認められる身体障害であつて日常生活の用を弁ずることが不能ならしめる程度のもの

福祉年金 (無拠出制年金)

老令年金	支給年令	満70才以上 (34.11.1に於て)
	年金額	月 1,000円 年額 12,000円
障害年金	支給対象	満20才以上の者で障害程度 1級 (医師の診断書添付) (1級の障害程度 別表)
	年金額	月 1,500円 年額 18,000円
母子年金	支給対象	満16才未満の子のいる母子世帯で25才以上の子のいない世帯
	年金額	月 1,000円 年額 12,000円 第二子以上 月額 200円加算
支給制限		現行公的年金受給者。年所得13万円以上の者。町民税の課税されている者。配偶者が所得税納付者。世帯所得50万円以上の者。(公的年金とは恩給、共済年金、厚生年金等各種年金、遺族援護法による年金、扶助料等です)

寸話

◇ムリ
夏目漱石が大学で講義をして
いたころある日、片腕をふとこ
ろ手して、ノートをとっている
学生をみつけ、その横着さをド
ナリつけた。ところがその学生
は片腕がなかった。すつかりテ
レ漱石いわく「僕だつて無い
智恵を出して講義しているんだ
から君だつて無い腕を出してく
れたまえ」



第2回

ヒント

広報をよむとす
ぐわかります。
町議会の選挙区は全町を
何区にわけたか。

☆賞品提供店

- 入江商店
- ドンドンや商店
- ムラヤマ時計店

正解者に右商店から賞品が
贈られます。(正解者多数
の時は抽せんによる)

締切 八月三十一日
あて先 役場広報係。応募用
紙は自由

発表 次号の本紙
▽先号の答

健康的な大笑いは呼吸のよ
い運動になり、肉体的スト
レスから解放し、あなたを
若返らせる。分別ざかりの
年令で、としりごみせず白
痴化番組といわれるテレビ
娯楽番組でも笑える会を
つくりたい。

もつと笑いを、もつとユー
モアを。

▽正解者多数のため抽せんで
次の人に賞品を差上げます
久保：佐久間八重 新町：
三上敏枝 新町：内山 浩



御宿俳壇

畫顔を去り悠久の海に佇つ
 黒点は蝶となり揚羽蝶となる
 肌ぬぎて海女あぐら居に昼餉かな
 ゆら〜と影を引きずり夏の蝶
 あちさみや土塀崩れて旧き家
 ぬぎすてし草履に蜷の生れけり
 窓の灯も川面に流れ月見草
 先頭は早霧に消ゆ峠道
 安住の地をふるさとに蟬時雨
 海女のもの白く乾きて海女昼寝
 朝涼や八百屋を前に団地の主婦
 山峽は霧にしづもりねむの花
 夏帯を解けば扇子のすべり落つ
 たそがるゝ防風林中の月見草
 團児ねたる姿見さだめ保姆昼寝
 團児保姆晝寝さなかや浦微風
 首もたげ首もたげ團児晝寝さめ
 コリー連れ駅迄散歩避暑の客
 キャンプの火舎外巡視の眼の先に
 向日葵にかげ直線や石の門
 道ぶしん木蔭にしはし晝寝かな
 夕涼し突堤の灯のともしりけり
 肘まげて晝寝に掛くる子のふとん
 日灼けせし乳房ふくます若き母
 海しけて海女の化粧のうつくしき

岩瀬 君太
 岩瀬 京子
 原田 光子
 土井 久恵
 吉野 鶴女
 山田 木念人
 浅野 松山
 佐々 まさ
 山口 つる

今朝も早くから爆破作業の音が玻璃戸にひびいてくる。それを聞くたびに私は希望が炎となつてその日をたのしく過ごしてくれる。

これは御承知の通り唯今、岩和田漁港の堀開作業である。言うまでもなく、この港は御宿町産業発展のポイントであると共に岩和田住民二千数百名の命の防波堤であるからである。

この港は古い歴史をもつた港で三角石によつて築いた堤防でまづ、県下には珍しい古い港であるといふことである。これが現在、各上司の方々の奔走と町民の理解によつて、近代機械化の枠を集めた作業が華々しく展開されているのである。幾多の難工を重ねてようやく七月上旬港口閉塞は終つて今は大きなミキサーの前には泣く子もだまるといふような強大なドラが自由に港の岩礁を打破している。

ダンプカーは絶間なく泥や碎石を運搬している。この果敢なる生工事には身も毛もそば立つ思ひである。港の中はもう陸と化して残る水溜りには逃げを失つたあわれな魚群がひしめき合つて来る、遊子の一目

をひいている。世はまさしくオートメーション時代である。僅か十人足らずでこの大規模な築港作業が見る見るに進捗されゆく、誰か驚歎せざるを得ないであろう。これは即ち

石田 ゆき緒

海女と観光

近代科学が実証するものである。これらに反して昔ながらの風習をあびて原始的な裸一貫の海女作業がこの周辺につゞけられている。時代の間隔の尺度は極度にひろげられている。然しなんと云つても夏場は海女稼業でなければならぬ。それが岩和田特有の遺産である。日本で海女で有名なのは真珠で名高い志摩の海女、あわびでは能登の輪島の海女、若布では紀伊の加太の海女、それにつぐ房洲

白浜の海女、なんでも獲る粋な御宿の海女である。そしてその中で最も精悍と人味に富んでいるのは、まず以つて右へ出るものはないであろう。それらの風習が今尚この荒れた岬の突端に永々と花となつて咲

いているのである。この特別な香りのある美しさが大きく観光にひびいているのに徒らな悪宣伝によつてこの花をちぎるうとして花は嘆かざるを得ないであろう。大いに考えなければならぬ。

そして今年には面白い観光の一つが生れているのである。それは着々進捗している築港作業である。この近代化の前に海女たちは女豹のごとく駆け廻つてのが見える。所謂、古代と近代の戦場がこの岩和田の岬にくりひろげられているからである。そして間もなく西日が突端の岬を赤く染めるころになると、海の幸、あわび、さゞえの山が港に築かれ、群像の海女たちは阿修羅のように車の間に消えてゆくのである。これらを考えると、まず、御宿町の発展は南よりおこり、南へと伸びることが公算大と言わねばならない。これには観光道路(海岸道路)の建設が必至である。港の完成近し。……埋立工事。……これらに計つて観光道路の建設が目下の急務ではなかるか。

× ×